

佐々町安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、戸建木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事の費用の一部を補助する佐々町安全・安心住まいづくり支援事業の実施に関し、必要な事項を定め、もって地震に対する住宅の安全性の確保の促進に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、佐々町補助金等交付規則（平成元年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認（建築基準法第15条第1項に規定する工事届を含む。）を受けて建築された戸建木造住宅（延べ床面積の過半の部分が、住宅の用に供されているものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）に定める「一般診断法」に基づき実施する診断をいう。
- (3) 耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修計画をいう。
- (4) 耐震改修工事 旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための改修工事（当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）をいう。

ア 住宅の構造耐力上主要な部分

(ア) 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上のもの

(イ) 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの

イ 敷地、非構造部材

(ア) 屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの

(イ) ブロック塀や門柱等が地震の震動や衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないもの

(5) 耐震診断士 一般社団法人長崎県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が作成する「長崎県木造住宅耐震診断士名簿」に登載されている者のうち長崎県知事（以下「知事」という。）が認める講習会に参加した者をいう。

（耐震診断の実施の委託）

第3条 町長は、耐震診断の実施を協会に委託するものとする。

（診断対象住宅）

第4条 耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う住宅（以下「診断対象住宅」という。）は、本町内に存する戸建木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旧基準木造住宅又は町長が別に定めるもの
- (2) 階数が3以下のもの
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築されたもの（混構造のものにあつては、立体的なもので、その木造の部分に限る。）
- (4) 所有者（町税を滞納していない者に限る。）が現に居住するもの

（耐震診断の申込と実施の決定）

第5条 診断対象住宅の耐震診断を受けようとする診断対象住宅の所有者（以下「診断申込者」という。）は、木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を、町長に提出するものとする。

2 町長は、第1項の規定により申込書の提出があつたときは、申込書の内容を確認し、適当と認め、耐震診断の実施を決定したときは、診断申込者に対して木造住宅耐震診断選定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（耐震診断士の派遣と耐震診断の実施）

第6条 町長は、前条第2項の規定による決定をしたときは、速やかに協会に対し耐震診断士の派遣を要請するものとする。

2 協会は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、診断申込者に対して木造住宅耐震診断士派遣連絡書（様式第3号）及び耐震診断に係る納付書を送付するものとする。

- 3 協会により選定された耐震診断士は、遅滞なく診断対象住宅の耐震診断を実施しなければならない。

(自己負担額)

第7条 木造住宅耐震診断選定通知書を受けた診断申込者は、前条第2項の規定に基づき送付された納付書により、協会の指定する日までに、耐震診断の費用のうち自己負担額である23,000円を支払うものとする。

(完了実績報告)

第8条 協会は、第6条の規定による耐震診断の実施結果について、遅滞なく、木造住宅耐震診断報告書（以下「報告書」という。）2部を、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により提出された報告書の記載内容について、協会又は当該耐震診断士に対して必要な指示ができるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による報告書に記載された診断結果が適当と認めたときは、報告書1部を診断申込者に交付するものとする。

(守秘義務等)

第9条 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

- 2 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 診断申込者に対して、不必要な耐震診断、設計及び工事を勧めること。
 - (2) 当該事務に関する処理を、他のものに委託又は請け負わせること。
 - (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(補助対象計画)

第10条 佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる耐震改修計画は、旧基準木造住宅のうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅（以下「補助対象住宅」という。）について、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士により作成される耐震改修計画とする。

(補助金の額)

第11条 耐震改修計画を作成した補助対象住宅の所有者は、補助対象住宅の耐震改修計画作成に要した費用の額の3分の2の額（当該額が70,000円を超える場合には70,000円）の助成を受けることができる。

(補助金の申請及び決定)

第12条 耐震改修計画にかかる補助金の申請をしようとする者は、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、第1項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めたときは、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者（以下「計画申請者」という。）に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(計画作成の中止)

第13条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「計画交付決定者」という。）は、耐震改修計画作成を中止しようとするときには、木造住宅耐震改修計画中止届（様式第8号）を、町長に提出するものとする。

(完了届)

第14条 計画交付決定者は、耐震改修計画作成が完了したときは、木造住宅耐震改修計画完了届（様式第9号）を、次に掲げる書類を添えて、耐震改修計画作成が完了した日から20日を経過した日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）
- (2) 改修計画作成に係る経費の領収書の写し又は請求書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(完了確認)

第15条 町長は、前条の規定による完了届を受理したときは、当該計画が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

- 2 町長は、計画の内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により、計画交付決定者に通知するものとする。
- 3 前項において、交付決定額に変更が生じた場合は、町長は、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、計画交付決定者に変更後の交付決定額を通知するものとする。
- 4 町長は、当該計画の内容が耐震基準に適合していないと認めたときは、計画交付決定者に対して、審査結果不備事項通知書（様式第11号）により通知したうえで、補正を指導するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条第2項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を、町長に提出するものとする。

（補助対象工事）

第17条 補助金の対象となる耐震改修工事は、補助対象住宅について、町長が別に定める者が行う耐震改修工事とする。

（補助金の額等）

第18条 補助金の額は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用の額の100分の23の額（当該額が822,000円を超える場合には822,000円）とし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請及び決定）

第19条 補助対象住宅の耐震改修工事にかかる補助金の申請をしようとする者は、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付申請書（様式第4号の2）を、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- （1）耐震診断結果資料（第2章の規定による耐震診断支援事業を利用しなかった場合のみ）
- （2）耐震改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）（第3章の規定による耐震改修計画作成支援事業を利用しなかった場合のみ）
- （3）耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面

- (4) 耐震改修工事費の内訳書
- (5) 耐震改修工事予定箇所の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号に定める書類は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が作成したものに限る。

3 町長は、第1項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めたときは、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者（以下「工事申請者」という。）に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（計画の変更）

第20条 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「工事交付決定者」という。）

は、耐震改修工事の計画を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修工事計画変更承認申請書（様式第6号）を次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 変更耐震改修工事概要書
- (2) 変更耐震改修工事の内容を示す図面
- (3) 変更耐震改修工事費の内訳書
- (4) 変更耐震改修工事箇所の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定は、耐震改修工事の計画の変更について準用する。この場合において、同項中「佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書」とあるのは、「木造住宅耐震改修工事計画変更承認通知書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

（工事の中止）

第21条 工事交付決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときには、木造住宅耐震改修工事中止届（様式第8号）を、町長に提出するものとする。

(完了届)

第22条 工事交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、木造住宅耐震改修工事完了届（様式第9号）を、次に掲げる書類を添えて、耐震改修工事が完了した日から20日を経過した日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事实施の内容を示す図面
- (2) 耐震改修工事に係る工事代金の領収書の写し又は請求書の写し
- (3) 耐震改修工事の実施箇所の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(完了確認)

第23条 町長は、前条の規定による完了届を受理したときは、当該工事が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

- 2 町長は、工事の内容が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により、工事交付決定者に通知するものとする。
- 3 町長は、当該工事の内容が耐震基準に適合していないと認めたときは、工事交付決定者に対して、検査結果不備事項通知書（様式第11号）により通知したうえで、是正を指導するものとする。

(補助金の請求)

第24条 前条第2項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、佐々町安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を、町長に提出するものとする。

(意見の聴取及び立入調査)

第25条 町長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、診断申込者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえで診断対象住宅への立ち入りを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定は、耐震改修計画及び耐震改修工事に関する事項について準用する。この場合において、同項中「診断申込者」とあるのは、「計画申請者」または「工事申請者」と、「診断対象住宅」とあるのは、「補助対象住宅」と読み替えるものとする。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。